

意見書案第7号

消費税の増税中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年3月13日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進
	〃	三宅隆介

## 消費税の増税中止を求める意見書

平成25年に改正された消費税法では、平成26年4月に5%から8%に、平成27年10月に10%に引き上げることとし、これにより8%には増税されたが、国民の強い反対の声に押され、10%への増税は2度も延期となり、現行法では来年10月に実施されることとなっている。

消費税収は、平成元年の導入時から推計で約349兆円にも上るが、法人税、法人住民税及び法人事業税の法人3税は同年から推計で約281兆円の減税となっており、消費税が法人税の穴埋めに使われてきたという実態がある。

また、消費税の使途は、社会保障に限るとしていたにも関わらず、国は10%への増税により見込まれる5兆円の増収のうち1兆円しか社会保障に使わないこととし、残りは教育や子育て支援に充てるとして使途の見直しを行ったが、日本経済団体連合会が法人税の更なる引下げを求めていることから、教育等に充てるとすることは方便に過ぎないことが明らかである。

消費税は、地震や津波で家や職を失った被災者や、年金が下がり僅かな預貯金を取り崩している人でも、生活のために消費する限り納付する必要があることから、低所得者ほどその負担が重くのしかかり、事業者にとっては消費税を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じるものである。

総務省の家計調査によると、2人以上の世帯の消費支出は、8%への増税後から昨年12月までの45月の間で前年を下回った月は39月もあり、これまで国が増税による景気悪化は一時的なものだと説明していたことは誤りで、今の経済状況でさえ悪化しているのに、更に増税すれば増税不況に陥ることは明らかである。

よって、国におかれては、市民の暮らしと経済に重大な打撃を与える消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣